

奈良県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年五月二十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

公職の候補者	資金管理団体	体
小村尚己	こむらなおき後援会	令和三年四月二十一日